

小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱

平成元年4月1日
施行

(通則)

第1条 小牧市浄化槽転換推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、次のいずれかに該当するもの(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知)が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。)。
 - ア 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、放流水の総窒素濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下又は総りん濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するもの
 - イ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、放流水の総窒素濃度が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有するもの
- (3) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する家屋又は人の居住の用に供する部分の床面積が、当該家屋の床面積の2分の1以上である家屋をいう。
- (4) 宅内配管工事 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際の合併処理浄化槽への流入管(トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水が流れる配管をいう。)の工事、弁の設置工事及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の工事をいう。

(補助対象)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を別表第1に規定する消費電力以下の合併処理浄化槽へ転換する事業とする。

2 補助の対象となる者は、市内(小牧市公共下水道事業計画区域及び小牧市農業集落排水事業区域を除く。)において補助事業を実施する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けて合併処理浄化槽を設置する者

- (3) 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られないもの
- (4) 市内に住所を有しない者（市内に居住しようとする者を除く。）
- (5) 自らの居住を目的とする専用住宅以外に合併処理浄化槽を設置する者
- (6) 処理対象人員が、次条の表左欄に掲げる区分以外の合併処理浄化槽を設置する者
- (7) 市税を滞納している者（転入者にあつては、転入前の市町村において市町村税を滞納している者）

（補助額）

第5条 補助額は、既存の単独処理浄化槽の撤去、合併処理浄化槽の設置及び宅内配管工事に要する費用又は既存のくみ取り槽の撤去及び合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、その限度額は、別表第2の補助事業内容の欄に掲げる内容に応じ、それぞれ同表の限度額の欄に掲げる額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施をしようとする日の15日前までに補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間（国土交通省の認定浄化槽は10日、それ以外は21日）を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 合併処理浄化槽設置工事見積書の写し（単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事に要した費用又はくみ取り槽の撤去に要した費用を含む。）
- (4) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況写真
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 登録浄化槽管理表（C票）の写し
- (7) 合併処理浄化槽機能保証登録の写し
- (8) 補助事業の工事施工者の浄化槽設備士免状の写し（昭和62年度以前に資格を取得した浄化槽設備士にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術修了証書の写し）
- (9) 浄化槽構造図
- (10) 住居平面図（合併処理浄化槽の位置及び宅内配管工事の補助を受ける場合は、宅内配管の位置を確認できるもの）
- (11) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (12) 納税証明書（市町村税の滞納がないことが証明されているもの）
- (13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定する。

2 前項の場合において、補助金の交付を決定したときは、これに条件を付することができる。

（決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書（様式第2）により決定の内容及び交付条件を申請者に通知する。

2 市長は、補助金の不交付を決定した場合は、補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第9条 申請の取下げをしようとする者は、補助金交付決定通知書を受け取った日から

起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更承認申請等)

第10条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その後、申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに事業変更等承認申請書(様式第4)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第7条及び第8条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、第8条第1項中「補助金交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「補助金変更等交付決定通知書(様式第5)」と読み替えるものとする。

(施行の確認)

第11条 市長は、合併処理浄化槽の設置及び宅内配管工事の状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業を実施した年度の2月末日までに実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(補助事業者が当該浄化槽の保守点検又は清掃を自ら行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法定検査依頼書及び契約書の写し

(3) 合併処理浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し(請求書は、単独処理浄化槽の撤去費用及び宅内配管工事費用又はくみ取り槽の撤去費用が確認できるものであること。)

(4) 浄化槽使用開始報告書の写し

(5) 浄化槽使用廃止届出書の写し

(6) 浄化槽工事業者が自ら撮影した浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真並びに基礎工事、据付工事、かさ上げ及び完了の状況を示す写真(浄化槽の形式及び認定番号が識別できる写真並びに単独処理浄化槽の撤去及び宅内配管工事又はくみ取り槽の撤去の確認ができる写真を含む。)

(7) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト(様式第7)

(8) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の最終清掃記録の写し(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去の補助を受ける場合に限る。)

(9) その他市長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確認し補助金交付額確定通知書(様式第8)により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、前条の通知を受けた日から起算して20日以内に補助金交付請求書(様式第9。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月30日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日

以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の小牧市浄化槽転換推進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（単位：W）

人槽	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
10人槽	75	102	157

別表第2（第5条関係）

補助事業内容		限度額
単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去		90,000円
単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事		300,000円
合併処理浄化槽のうち窒素 又はりん除去能力を有する 高度処理型の浄化槽の設置	5人槽	384,000円
	7人槽	462,000円
	10人槽	585,000円
合併処理浄化槽のうち高度 窒素除去能力を有する高度 処理型の浄化槽の設置	5人槽	474,000円
	7人槽	615,000円
	10人槽	723,000円